

消防の動き

341号

平成11年7月

先頃、原子力安全委員会の原子力発電所等周辺防災対策専門部会は、ほぼ1年間にわたって検討を行ってきた原子力防災対策の実効性の向上に向けた方策に関する検討結果をとりまとめ、これを原子力安全委員会に報告しました。

原子力災害に対する最大の目的は、住民を放射線の影響から守り、安全を確保することにあります。同時に災害応急活動を実施する消防機関等防災関係機関にとっても、放射線の影響から自らの安全を確保し活動を行うことが基本となります。この人間の五感では感知することができない放射線の影響下での行動こそが他の災害と異なった原子力災害の最大の特殊性ですが、これに対処するためには、単に計測機器によって放射線量を計測すれば足りるものではなく、計測結果についての的確な評価や事故の態様を踏まえた進展予測等に基づき、どのような防護措置が必要か、また、どのような応急活動が実施できるかなどの判断が必要となります。そして、このような判断を行うためには、放射線や放射性物質さらには原子力施設について専門的な知見を有していることが必要ですが、消防機関等がそれぞれ専門家を擁し、自ら高度な専門的知見を保有することは実体的にも困難であり、関係地方自治体からは、こうした専門的知見に乏しい現状から、原子力防災に関して特別な法的措置を求める要望等も行われてきました。

原子力災害の特殊性と連携・協力の必要性



特殊災害室長
遠藤 勇

報告書では、原子力災害の特殊性に起因する種々の要因を考慮し、最善の防護対策を決定し、実施するためには、防災関係機関間の情報の迅速な伝達、共有化と、緊密な調整・指示等の機能、関係機関の的確な役割分担の下での一体的な連携体制が、他の災害にも増

して重要であるとの認識の下、大きく二つのポイントを提言しています。その一つは、原子力施設内の安全規制に責任を持ち、専門的な知見を有する国が、初期対応や現地での指示・調整機能の実施、さらに地域防災計画策定に対する支援などこれまでより一層の役割を果たす対応が必要であること。二つ目は、発生した原子力災害に関し第一義的責任を負う立場にあり、かつ、平常時から施設を熟知し、専門的、技術的能力のある事業者は、事故拡大防止措置を一元的に実施することはもとより、その他必要な消火、救助等の防災活動を実施するために必要な防災体制を十分に整備し、その充実強化を図る必要があること。そして、事業者の防災機能の充実を第一に、事業者と消防機関等公的防災機関との個々の応急対策の内容に即した協力関係の更なる明確化とその強化を図ることが必要であり、具体的な協力に当たっては、安全規制省庁及び各防災機関と密接な関係にある関係省庁が、事業者と各防災機関に必要とされる防災活動の協力のあり方及び具体的なガイドライン等を提示することも必要であるとしています。

も く じ

○ 巻頭言.....	特殊災害室長	1
○ 防火対象物の用途区分のあり方検討報告書の概要について.....	予 防 課	2
○ 「消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究報告書」の概要について.....	消 防 課	5
○ 「消防・防災の視点から総合的にまちづくりに関わる上での指針～住民の視点を持って地域全体の防災機能を向上させるために～に関する調査検討報告書」の概要について.....	防 災 課	10
○ 救急業務高度化推進委員会第一分科会報告書の概要について.....	救 急 救 助 課	14
○ 平成11年（1月～3月）における火災の概要（概数）について.....	防 災 情 報 室	19
○ 北から南から「豊かな緑と水辺に包まれた自然と共生する街」京築広域圏消防本部 消防長 沼田 耕一		25

防火対象物の用途区分のあり方検討報告書の概要について

予 防 課

1 はじめに

防火対象物の防火安全対策は、用途、建物等の構造・規模、利用形態等に応じて講じることが必要とされています。

近年、防火対象物の大規模化・高層化、使用形態の多様化等に伴い、消防法施行令別表第1の用途区分において想定されている火災危険性と異なる火災危険性を有するもの等が出現しており、従来の用途区分による防火安全対策では実情に合わないケースが生じてきています。

このような状況にかんがみ、消防庁では、学識経験者、消防機関の職員等から構成される「防火対象物の用途区分のあり方検討委員会」を設置して、平成8年度から平成10年度までの3年計画で調査・検討行ってきたところですが、最終報告書がとりまとめられましたので概要について紹介します。

2 実態調査及びその結果

(1) アンケートの実施

現状における防火対象物の用途区分に係る実態を把握するため、政令指定都市を中心とする14の消防機関に対してアンケート調査を実施するとともに、その状況を踏まえて全国の消防機関に対してアンケート調査を行いました。

(2) 問題点

実態調査結果に基づき、令別表第1に掲げる用途区分の問題点等の抽出及び分析を行った結果は概ね次のとおりです。

- ① 同一の用途であっても、危険性（規模、収容人員、位置・構造等）が大きく異なる場合がある。

- ② 非特定用途に区分されているが、相対的な危険性が高いもの（不特定多数の者が利用する、特殊な形態で消防活動が困難である等）がある。

- ③ 単一用途（複合化、形態の多様化、多目的に使用等）として判定が困難なものがある。

- ④ 類似用途等（飲食関係、収容者が類似等）の統廃合が必要である。

- ⑤ 15項に該当しているものは危険性が大きく異なるものが混在している。

- ⑥ 用途の指標が不明確（飲食関係、定義が不明確等）なため判定が困難なものがある。

- ⑦ 主用途と従属用途の関係が明確でない（従属用途が主用途を超える、判定が困難等）。

- ⑧ 用途名称（カフェー、待合等）が実態と合わないものがある。

3 用途区分ごとの危険性の評価

実態調査の結果、判明した問題点を踏まえ、防火対象物の用途に係る代表的な事例119件を抽出し、次に掲げる危険性に着目して評価を行っています。

- (1) 出火危険（発火源、着火物等）
- (2) 延焼拡大（可燃物の量、空間の大きさ等）
- (3) 避難困難性（個人の判断・身体能力が低い、覚知・避難開始の障害、避難の障害等）
- (4) 消防活動困難性（消防阻害物資、大空間、高層、地階、無窓階等）

4 用途区分の試案について

119事例ごとの危険性の評価を踏まえ、危険因子に着目したグルーピングを行うとともに

に、これに業態等を加味した15のグループによる試案の作成及びグループごとの代表的な危険性を整理しました。当該用途区分の試案は表のとおりです。

(1) 試案に係る妥当性の確認

用途区分の試案について、火災統計や統計的手法を用いて多角的な検討（数量化第3類、双対尺度法等）を進め、その妥当性について確認を行った結果、現行の令別表第1に掲げる用途区分についても一定の妥当性が認められるが、試案の方が火災危険性に応じたより適切な区分となっており、合理的であることが確認されました。

(2) 試案に対する防火安全対策

用途区分の試案について、防火安全対策を講じる場合の基本的な考え方を次のとおりまとめるとともに、グループ1からグループ14までについて、その特徴に応じた防火安全対策の措置対象を整理しています。

- ① 防火安全対策の対象となる閾値（規模、収容人員）は現行の基準をベースとする。
- ② 新しいグループ内においてバラツキの出たものについては、グループ内の特徴により整合を図る。
- ③ グループの特徴に応じた防火安全対策が講じられるようにする（出火、延焼拡大危険性が大きいグループは消火に重点を置く等）。
- ④ グループ間で危険性（危険因子、大小等）に応じた防火安全対策となるように整合を図る。

(3) グループ15

グループ1からグループ14までについては、防火対象物の危険性要因に着目していますが、グループ15は、特殊な形態等の防火対象物としてその形態・規模等に着目した方が合理的であるものが区分されていま

す。

① 用途による危険性因子より当該防火対象物の構造・規模による危険因子の影響が大きいと思われるもの

ア 大規模建築物

イ 高層・超高層建築物

ウ 地下街・準地下街

エ 大深度地下空間

オ ターミナル

カ アーケード

② 文化財等の観点から特に保護すべきもの

③ 公共施設等、火災により機能を失うことによる公共危険性の増大するもの

④ 山林、舟車

(4) 複合用途防火対象物

実態調査において指摘されている事項を踏まえ、複合用途防火対象物に係る危険性の評価に当たっての基本的な考え方を次のように整理しています。

① 評価

防火安全対策の単位は、1棟が原則であり、複合用途防火対象物についても当該防火対象物全体としてとらえる観点が必要である。一方、利用形態、位置、構造、設備、管理等により、火災危険性は異なるものであり、これに応じたものとするのが合理的である。よって複合用途防火対象物の防火安全対策は、用途の危険性に着目した評価及び用途の危険性に構造要件を加味した評価をすることが適当である。

② 主用途と従属用途

主たる用途と直接的には異なる用途について、主たる用途に従属するものとして取り扱うことより、複合用途に該当しない単独用途の防火対象物として取り扱うことが適当である場合が存する。この場合において、① 利用形態、管理状況、火災危険性等から主たる用途との関連性

が高いもの（機能従属）と② 全く異なる用途であるが、防火対象物全体の火災

危険性に与える影響が小さいもの（みなし従属）が考えられる。

表 令別表第1と試案の比較表

〔現行の用途区分〕

〔試案の用途区分〕

項	用 途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、中等教育学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16D2)	地下街
(16D3)	建築物の地階（16の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50m以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	自治省令で定める舟車

⇒

グループ	用 途
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、遊技場その他これらに類する火災危険性を有するもの
2	バー、キャバレー、ナイトクラブ等の酒類提供飲食店、個室を有する店舗型風俗関連営業施設その他これらに類する火災危険性を有するもの
3	飲食店、料理店その他これらに類する火災危険性を有するもの
4	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場その他これらに類する火災危険性を有するもの
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類する火災危険性を有するもの
6	寄宿舎、下宿、共同住宅その他これらに類する火災危険性を有するもの
7	病院、診療所、助産所その他これらに類する火災危険性を有するもの
8	老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校その他これらに類する火災危険性を有するもの
9	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、中等教育学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類する火災危険性を有するもの
10	車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）その他これらに類する火災危険性を有するもの
11	図書館、博物館、美術館、公衆浴場（2グループに該当する特殊浴場を除く。）神社、寺院、教会、銀行、水族館その他これらに類する火災危険性を有するもの
12	工場、作業場、映画スタジオ、テレビスタジオその他これらに類する火災危険性を有するもの
13	自動車車庫、駐車場、飛行機若しくは回転翼航空機の格納庫、倉庫その他これらに類する火災危険性を有するもの
14	事務所その他前各グループに該当しない事業場
15	規模、形態等により特有の火災危険性を有するもの（地下街、準地下街、文化財、延長50m以上のアーケード、山林、舟車、大規模建築物、高層建築物、超高層建築物、大深度地下空間、ターミナル、社会的に重要な施設等）

<複 合>

グループ1から14までの単一の用途に供されない防火対象物で、その一部がグループ1～14までの用途に該当するもの

5 おわりに

防火対象物の用途区分は、当該防火対象物の危険性に着目した適正な防火安全対策を講ずるうえで重要な位置づけをなすものであり、本委員会では新たな用途区分に係る合理的な試案を提供することができました。しかしながら、現行の規定が防火対象物の防火安全の

レベルを担保し、火災の予防や火災による被害の軽減に効果をあげていることを踏まえ、本委員会で提案した試案の法令への導入に当たっては、今後、さらに検討を進め、防火安全のレベルを確保するため十分確認することが必要です。

「消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究報告書」の概要について

消 防 課

はじめに

平成10年は、8月の豪雨、9月から10月にかけての台風等により全国各地で甚大な被害が発生しましたが、それぞれの被災地においては、多数の消防団員が出動し、全力をあげて危険個所の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の捜索、避難の誘導、土のう積みなどの活動にあたられました。

このように、消防団員は、ひとたび災害が発生した場合、不眠不休の活動を余儀なくされ、その災害防止活動は危険が伴うことも多いことから、消防団員に、安心して消防団活動に従事していただくためには、公務上の災害に対する確かな補償を行うことはもとより、公務災害を未然に防止するための取組みが不可欠です。

このような観点から、消防庁では、平成9年度から、消防団員の公務災害防止対策等について調査研究を行っており、平成10年度においては、消防団員等公務災害補償等共済基金に委託し、消防団員の安全や訓練に対する意識及び消防団に係る事故原因の調査と再発防止のための指導実施状況等について、全国的な調査を実施するとともに、消防団活動の現状を踏まえた効果的な安全教育と訓練のあり方について検討を行ったところです。

その結果について、以下に概要を紹介します。

1 消防団員の公務災害の現状

消防団員の大規模災害時における活躍は特に目覚ましく、その献身的な活動によって、これまで多くの人命・財産を救ってきています。その一方で、公務災害は年間1,000件以上も発生しており、災害活動時のみならず、訓練など平時における事故も非常に多くなっています。

2 消防団員の教育訓練等に関する諸問題

こうした現状を踏まえ、「安全」を視点として、現在の消防団の教育訓練、安全管理などどのような問題があるのかを、全国アンケートやヒアリング調査の結果などから探りました。

① 安全意識・健康管理に対する意識と実態とのズレ

消防団内部の「安全の雰囲気」や個人の安全意識・健康管理に対する意識について多くの消防団員は、消防団内部に団員の安全を重視する傾向があまり感じられないとしており団員自身についても安全や健康への意識はあるものの、必ずしも実践に結び付いていないという実態が明らかになりました。

② 消防団員の活動量の限界

消防団によっては、自分たちの組織は、どのような地域特性を持った災害に対処し、そのためにはどのような訓練を積むべきかといった基本的な問題の整理が十分になされていないとこ

るもあります。

また、消防団員個人としての活動量は、既に限界に来ているという状況も窺えます。

③ 安全確保要領の教育訓練

消防団員のなかには、災害現場活動を安全確実に遂行するために必要な基礎的知識・技能が十分に修得されていない者も少なくありません。消防団には、災害防ぎょ活動マニュアルなどの教育教材も乏しい傾向にあります。

災害現場における消防団員の安全確保要領は、実際の現場経験を通して教育されてきました。しかし、こうした教育手法は既に通用しない場合も多いと考えられ、また、せっかく現場で培った貴重なノウハウも、個人レベルに止まっているため、その団員が退団したりするとそのまま消滅しているものと思われます。

まれにしか起こらない災害現場において、経験不足の消防団員に如何に安全確実に任務を遂行させるか、しかもそのための教育訓練は、消

防を本業としない消防団員に対して如何にあるべきか、という大きな問題の解決が迫られています。

④ 現行の教育訓練に対する評価と環境

消防団員や消防団事務担当職員のなかには、現在行われている教育訓練に対して、内容などが偏っているとして極めて否定的な評価を与えているものもあり、現行の教育訓練のありようと団員の認識における「あるべき姿」と大きくかけ離れているものもあります。(図1)

多くの消防団員は、災害現場活動を安全に遂行するため、より実践に通用する教育訓練を受けたいと望んでいます。しかし、教育教材、消防本部との連携、教育機関による指導などの現状を見ると、その要望に応えるだけの環境が整っているとは言い難い状況にあります。

⑤ 消防ポンプ操法競技会に向けた訓練の問題点

消防団員の訓練中の事故は、事故全体の4割

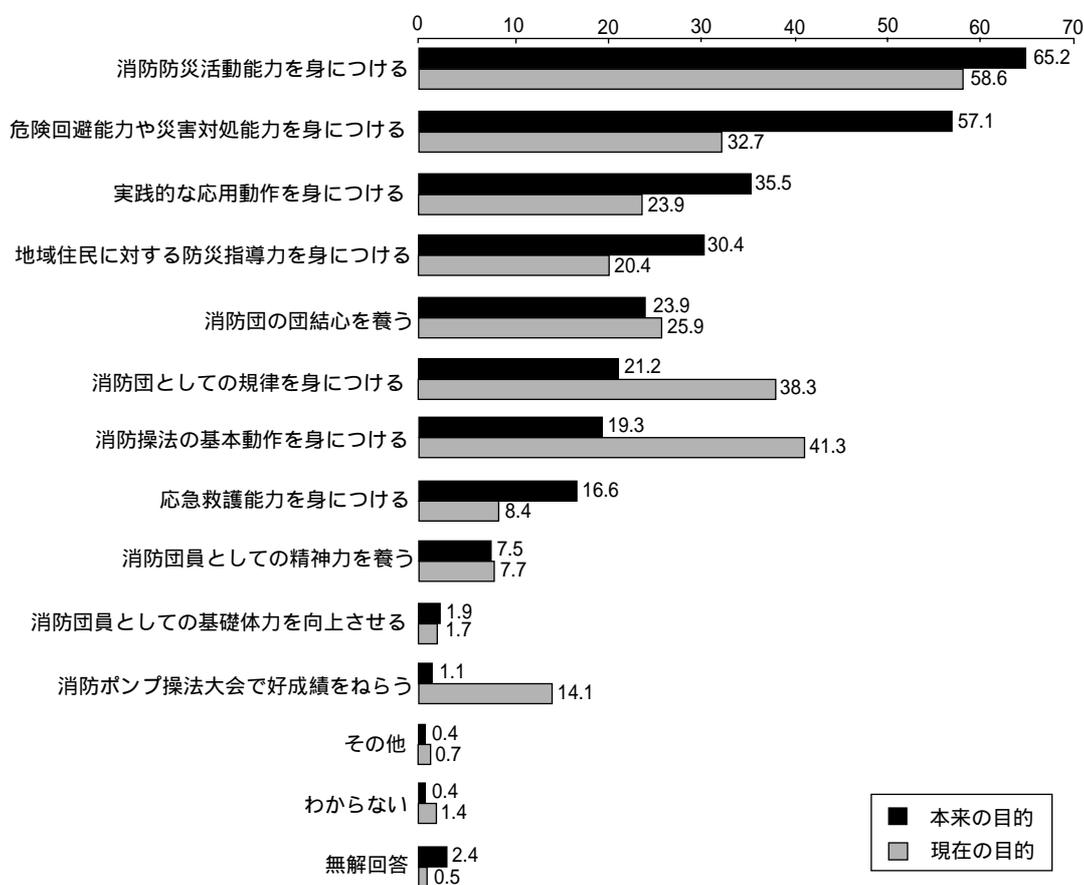


図1 教育訓練の本来の目的と現在の目的(団員回答)

近くを占め、そのうちの9割以上がポンプ操法訓練によるものです。これらの事故の背景には、競技会に向けたポンプ操法訓練が大きなウェイトを占めているという実態があることは否定できません。団員の多くもそのことを指摘しています。

⑥ 施設・機械・装備の問題

施設や機械、装備などについても質や量の充実を望む意見も多く聞かれ、消防団によってはハード面が十分整備されていないところも見受けられます。

⑦ 教訓の埋没

多くの市町村・消防団では、消防団員に事故が起こったときの状況や原因の調査は、公務災害補償を目的として行い、再発防止を狙いとしては必ずしも行われていないこと、ヒヤリハット体験の記録や報告の制度が十分に整っていないことなども明らかになりました。

このように、市町村・消防団によっては、安全対策の貴重な教訓が埋没してしまっているところも見受けられます。

3 安全に配慮した教育訓練の充実強化の必要性

消防団員のおかれた現状を見ると、教育訓練や環境基盤のありようを今、ここで根本から見直し、安全面を充実強化する方向へと転換しなければ、公務災害防止対策は掛け声だけに終わり、いつまでたっても消防団員の死傷事故を防ぐことはできないでしょう。

消防団員の安全に関しては、労働者における労働安全衛生法といったような明確な法的規制はありません。なればこそ市町村長・消防団長には、消防団員の安全に対して、一層きめ細かな配慮が求められます。

消防団員が、消防団活動を安全確実に遂行できるようにするため、また、公務災害防止対策を定着させていくためにも、その安全に配慮した教育訓練を一層充実強化する必要があります。

4 安全に配慮した教育と訓練のあり方

消防団員には、災害現場において安全確実に任務を達成するための知識・技術が必要ですが、消防団員は他に自身の職業を持っていることが

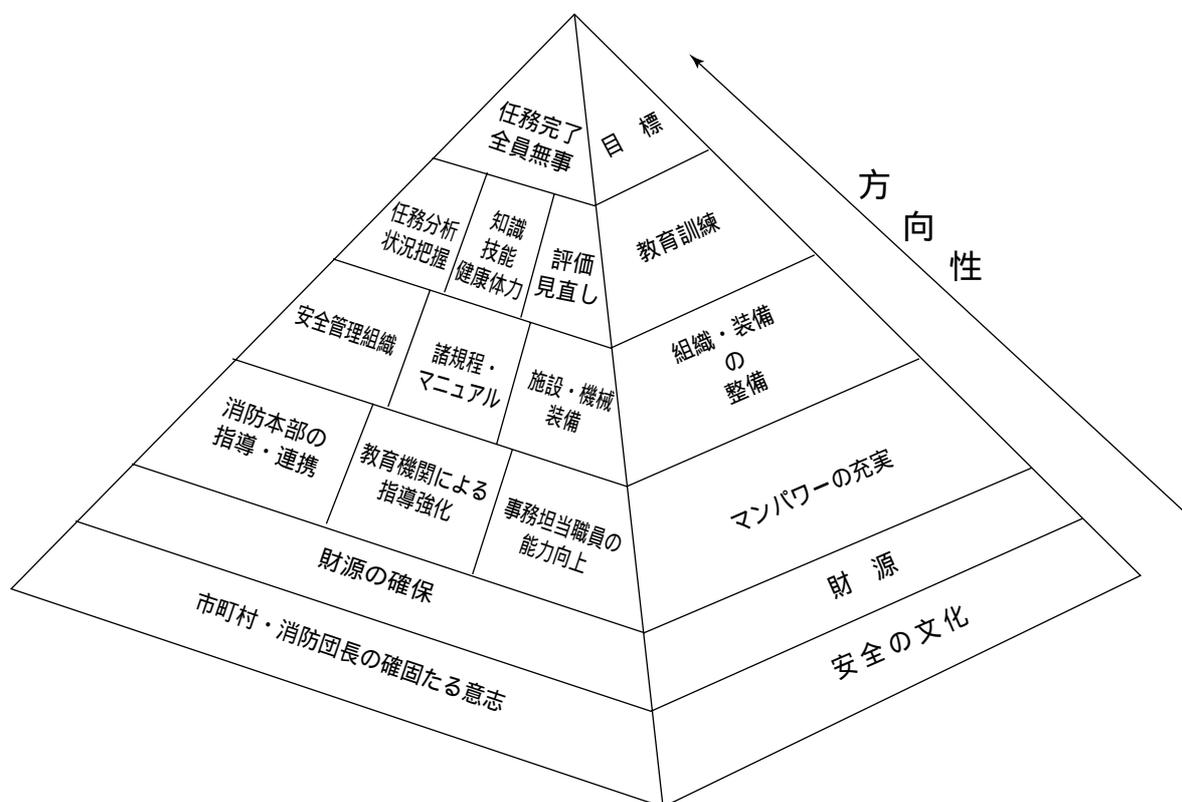


図2 消防団員の教育訓練の目標と基盤像

ら、その教育訓練には時間的、場所的な制約が大きいというジレンマがあります。

そうした消防団員の、安全に配慮した教育訓練及びその環境基盤とは、今後どのようなものであるべきでしょうか。

図2は、そのあるべき姿を描いた概念図です。この中で特に重要であるといえるのは、それぞれの消防団が、現行の教育訓練に対して「評価と見直し」を図ること、さらには、市町村長・消防団長が消防団組織の「安全文化」を創る確固たる意志を持つということです。

(1) 教育訓練効果の評価と見直し

消防団における教育訓練は、①任務分析と状況把握、②知識・技能の習得と健康体力の保持、③教育訓練効果の評価と見直し、という3つの要素に分けることができるでしょう。そしてこれらは、絶えず流動的に循環するものと考えられます(図3)。

教育訓練のサイクルの中では、ただやみくもに同じ教育訓練を続けるのではなく、個々の団員の目標達成度を評価するとともに、実践経験

を通して現行の教育訓練の問題点を洗い出し、それまでの教育訓練のやり方自体を見直すことも重要であるといえます。

消防団の教育訓練の現状を見ると、消防団員の活動量と負担はすでに限界に来ており、しかも訓練の内容や対象に偏りも見られるところもあるなど、それらが事故の背景にもなっていると考えられます。そして消防団員や消防団担当職員のなかには、こうした現状を批判し、改善を訴えているものもいます。

既存の教育訓練や活動内容をこのままにして、新たな教育訓練を追加しようとしても、消防団員の負担は増すばかりで、到底受け入れられないでしょう。(図4)

あるべき教育訓練が、消防団員に広く受け入れられ、実践されるためには、まずそれぞれの市町村・消防団において、現行の教育訓練や活動内容を整理統合し、見直すなど、団員の負担を減らす以外に方法はありません。

この見直しは、次の2点に留意して行うべきであると考えられます。

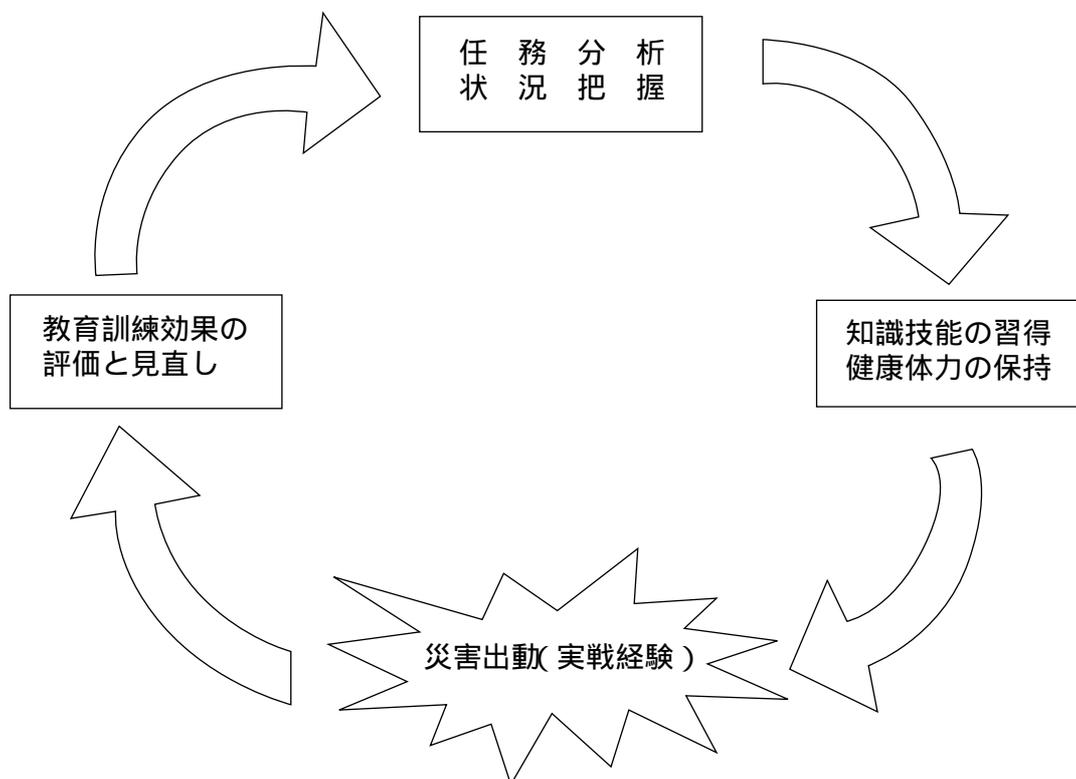


図3 教育訓練の循環のシステム

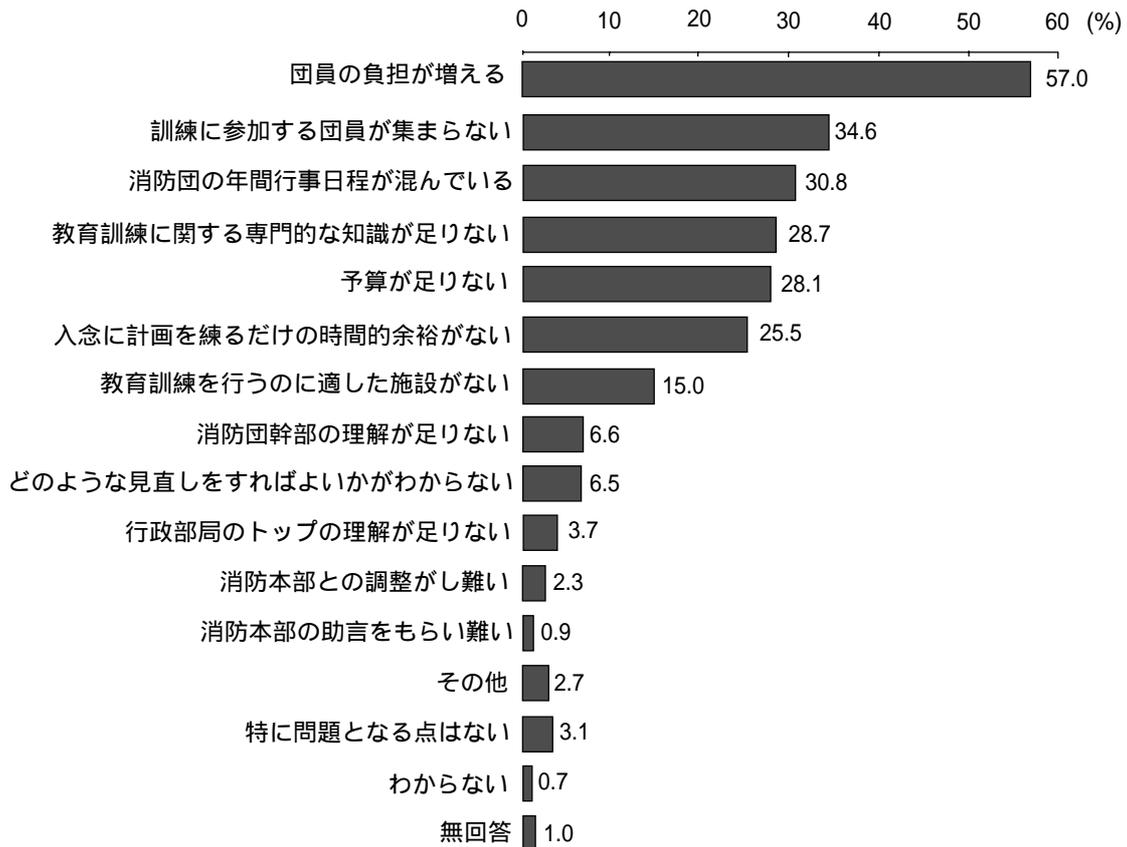


図4 教育訓練見直しに際しての問題点（団担当職員回答）

① 多くの消防団員は、他に職業を持ちながら自己を犠牲にし活動に参加していること

② 教育訓練科目は、消防団の役割に対する地域社会の期待の変化に対応すべきこと

なお、訓練礼式、規律訓練、競技会目的の消防ポンプ操法訓練などの必要性や効果についても、訓練時間全体のバランスを見直す中で当然整理されることとなるでしょう。

(2) 市町村長・消防団長の確固とした意志

各種産業分野の安全に関する有識者によると、同じ教育訓練をし、同じ作業をしながら、事故がたびたび起きる組織と、全く起きない組織とでは、それぞれの組織の持っている安全の哲学や安全の雰囲気、いわゆる「組織の安全文化」に大きな差異があると言われています。

消防団を事故の起きない組織とするためには、

まず市町村長、消防団長といったトップ・マネージャーが、社会的な広い視点に立った安全哲学をしっかりと持ち、それに基づいて、組織一丸となって安全文化を醸成し、保持させるための努力を続けることが必要です。

言い換えれば、消防団の「安全文化」を創り上げる、市町村長、消防団長の確固とした意志が、消防団員の安全に配慮した教育訓練やそれを支える諸施策の最も重要な基盤であり、根底になります。

市町村長や消防団長が、こうした認識に立って、自ら管轄する消防団の安全管理や教育訓練のありようの再点検と見直しに真正面から取り組み、「安全文化」を創り上げることこそ、緊急の課題であると言えるでしょう。

「消防・防災の視点から総合的にまちづくりに関わる上での指針 ～住民の視点を持って地域全体の防災機能を向上させるために～ に関する調査検討報告書」の概要について

防 災 課

第1 はじめに

平成7年1月17日5時46分に発生し、死者6,430名を数えるなど戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国においては、情報収集伝達体制の強化や緊急消防援助隊の創設など防災対策の強化に積極的に取り組んでいます。

しかし、地域の防災力の向上を図るためには、防災を目的とする事業の積極的な推進のみならず、まちづくりに関する各種の施策について、横断的に防災に関する観点を盛り込み、災害に強い安全なまちづくりを総合的、一体的に進めることが重要です。

消防庁においては、地方公共団体において災害対策を担っている消防防災部局の災害に強いまちづくりへの取組のあり方等について、平成9年度から10年度までの2カ年にわたり調査研究を行い、その結果を報告書としてとりまとめました。

以下、その内容について、概要をご紹介します。

第2 報告書の概要

1 調査研究の目的等

(1) 調査研究の目的

阪神・淡路大震災を契機に、ハード、ソフト両面にわたる災害に強いまちづくりの重要性が再認識され、その教訓を生かすべく、国の関係省庁、地方公共団体、関係機関等において、それぞれの立場から取組が行われていますが、防災の視点を盛り込んだ横断的な取組は必ずしも順調には進展していないのが実状です。

また、現在、災害に強いまちづくりにおいては、行政に加えて、住民の果たす

役割が重要となってきており、住民の視点から考える災害対策を、行政は、検討していく必要があります。

そこで、まちづくりに関する各種施策について、横断的に防災の観点を盛り込み、災害に強いまちづくりを総合的、一体的に推進するために、

ア．消防防災部局が防災の観点からまちづくりに関わる際に活用できる指針
イ．消防防災部局のまちづくりへの参画のあり方

ウ．住民の視点に立った防災まちづくりについて調査検討を行い、もって地方公共団体等における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的としています。

2 災害に強いまちづくりの現状

(1) 阪神・淡路大震災から得られる災害に強いまちづくりの教訓

阪神・淡路大震災において被害が甚大であった地域のまちづくり上の問題点として、①建築年代の古い建物、土瓦の建物に被害が集中したこと、②老朽木造密集地域で特に火災等の被害が大きかったこと、③狭隘な路地、不規則なパターンの細街路が、災害の拡大を助長する要因となったこと、④日頃から、自主防災組織の育成や隣近所、町内会、事業所との連携が弱い地域ほど防災活動、救援活動がとどこおる傾向があったこと、等が挙げられます。

一方、阪神・淡路大震災において被害が少なかった地域のまちづくり上の教訓としては、①昭和56年以降の耐震基準を

満たす建築物で被害が少なかったこと、②区画整理事業の実施地域、空地・樹木の多い地域ほど災害の拡大防止が図られたこと、③日頃から、自主防災組織や事業所との連携が強い地域ほど、災害に効果的に対応できたこと、④多様かつ十分な消防水利が火災の拡大防止に効果的であったこと、等が挙げられます。

(2) まちづくりへの消防防災部局の参画の現状

まちづくりに消防防災の視点を盛り込むためには、消防防災部局が積極的に参

画していくことが重要ですが、ここでは、まちづくりの代表的な仕組みである都市計画を取り上げ、そのプロセスとそのプロセスに消防防災部局が参画している事例を取り上げています。

都市計画のプロセスの最も一般的な場合を示すと図1のとおりであり、都市計画の策定主体は原則的には市町村で、決定にあたって都道府県知事の承認を受けることとなっています（一定の都市計画については都道府県知事が策定主体であり、建設大臣の承認が必要）。

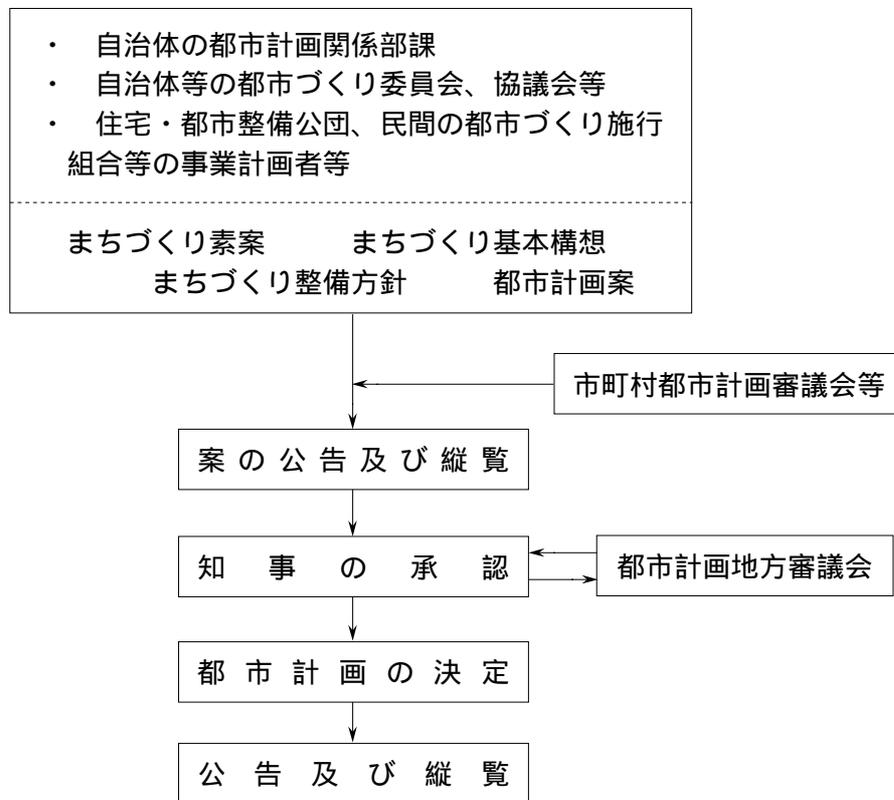


図1 都市計画のプロセス

消防防災部局の参画の具体的な事例としては、都市計画審議会専門部会において市街地の延焼拡大防止の提言を行った例（足立、西新井、千住消防署） 防災都市づくり検討委員会を設置して区の防災連絡会への要望・提言を行った例（杉並、荻窪消防署）など、東京消防庁管内の各消防署の事例を紹介しています。ま

た、都市計画の手続によらず、東京電力、NTT等の公共機関との協議により電柱等の移設を行い、消防車両進入不能箇所の解消を実現した例（中野消防署）もあります。

3 災害に強いまちづくり実現の鍵

(1) 防災に関連する施設とその防災機能の総合的な把握

災害に強いまちづくりに重要なことは、まちを構成する様々な施設が持つ防災機能を全体的・総合的に高めることですが、そのためには、地域の防災機能とそれに関連する施設が何であるかを把握しておく必要があります。

本報告書においては、地域における防災機能（出火防止・初期消火、延焼防止機能といった災害発生・拡大防止機能や避難関連機能等）施設本来の設置目的（防災を直接の目的とする施設かどうか）また、地域スケールのレベル（個人・家庭、コミュニティ、学区、市町村、広域市町村）といった観点から施設の種類を行い、それぞれの観点から施設の防災機能を一覧表として示しています。

(2) 災害に強いまちづくりにおける住民の視点の重視

災害に強いまちづくりにおいては、地域住民の視点から捉えた防災課題を地域住民の創意と工夫を引き出しながら解決していくことが重要です。

防災対策において、行政機関の対応が重要であることは言うまでもありませんが、個々の住民が自らの責任で対応することも重要です。そのためには、行政は、自らのまちの危険性などの防災情報の公開を通じ、ハード・ソフトの両面から住民による災害に強いまちづくりが行われることとなるよう十分意を用いる必要があります。このような情報提供は、住民の防災意識を高め、住宅の耐震化促進、老朽木造家屋の改築促進や、災害時の初期消火、避難行動などの実効性を高めるなど住民自身の災害対応能力の向上にも資すると考えられます。

また、個々の住民にとっての「災害に強いまちづくり」とは、自分の生活及びその周辺における防災機能の向上であると考えられることから、住民レベルでの災害に強いまちづくりを進めることが必要である

と言えます。

(3) 地域における防災課題の総合的な把握

災害に強いまちづくりにおいて重要なことは、抽象的な災害危険への備えではなく、具体的に予測される災害への対応性を高めることです。

災害危険を把握する手法としては「防災アセスメント」（地域の災害危険性を科学的・総合的に明らかにするもの。昭和62年消防庁次長通知「地域防災計画の見直しの推進について」参照）「被害想定（地震被害想定）」（主として、地震被害の量的な把握を目的として用いられるもの）さらにこれらを具体の施策に結びつけるための手法として「防災機能の把握及び地図化」等がありますが、今後の災害対策において重視すべき点は、前述の「住民の視点の重視」であると考えられることから、住民の視点にも十分配慮した手法として、本報告書では「防災まちづくりチェックリスト」（表1）による具体的な防災課題の把握を提言しています。

防災まちづくりチェックリスト(案)の目的、性格、利用方法

本チェックリスト(案)は、消防防災部局がまちづくりに参画する場合などに確認すべき項目、必要となる考え方を示したものの。

一般的な利用方法としては、以下のとおり。

ア．「考慮すべき項目」欄に記載された項目について、「具体的な着眼点・対策の内容」、「参考事項」を参考に、当該市町村等の実状を把握する。

イ．アを踏まえ、当該市町村等の防災上の問題点と対策を整理する。

ウ．イを踏まえ、重要度・緊急度、実現可能性等に配慮しつつ、消防防災部局としてまちづくりに際して要望・提言

等するべき内容を整理する。
 (なお、当該市町村等の実状に応じて、
 チェックリストの項目の追加・削除、収

集したデータによる地図の作成、特定災
 害を想定した利用といったことも考えら
 れる。)

表1 防災まちづくりチェックリスト(案)(抜粋)

(空間スケール：①個人・家族 ②コミュニティ ③学区 ④市町村 ⑤広域市町村圏等)

機能	考慮すべき項目	具体的な着眼点・対策の内容	空間スケール					参考事項
			①	②	③	④	⑤	
耐震機能	<住家> ① 建物の耐震化はなされているか。 ② 瓦・窓ガラスの落下防止の措置を行っているか ③ 家具や照明器具等の転倒落下防止対策が行われているか。							防災知識の啓発や地域の災害危険度の住民への周知などにより、住家、事業所の取組を促進 耐震改修に対する融資制度を考慮。
	<事業所> ① 建物の耐震化はなされているか。 ② 物品や照明器具等の転倒落下防止対策が行われているか。 ③ 窓ガラスの飛散に対する対策が行われているか。	強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付など。						防災知識の啓発や地域の災害危険度の住民への周知などにより、住家、事業所の取組を促進
	<公共建築物> ① 建物の耐震化はなされているか。 ② 物品や照明器具等の転倒落下防止対策が行われているか。 ③ 窓ガラスの飛散に対する対策が行われているか。	強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付など。						防災知識の啓発や地域の災害危険度の住民への周知などにより、住家、事業所の取組を促進
	<ブロック瓶・石瓶> ① 安全点検及び補修が行われているか。	基礎・鉄筋・控壁が特に重要。 生け垣化・フェンス化の推進。						防災知識の啓発や地域の災害危険度の住民への周知などにより、住家、事業所の取組を促進 生け垣化に対する融資・助成などを考慮。

4 消防防災部局の参画

(1) 参画の必要性

2において述べた阪神・淡路大震災の問題点、教訓は、平素からの消防防災の視点を盛り込んだまちづくりの重要性を物語るものです。

一方、本来防災目的ではない施設が、可能性として有する地域の防災機能は、消防防災担当部局の「防災」という目でその有効性が検証されることにより、よりよく機能を発揮することになると言えます。

このようなことから、総合的に災害に強いまちづくりを効果的に推進するために、

消防防災部局がまちづくりの計画段階から積極的に参画する必要があります。

(2) 参画のあり方

消防防災部局がまちづくりへの参画を有効に行うためには、①消防防災部局において、まちづくりについて幅広く正しい知識をもつこと、②情報の収集と合わせ、都市計画部局を始め関係者に対し、防災上必要な情報を積極的に提供していくことが重要です。

①については、3において示した施設の防災機能や防災まちづくりチェックリスト等を活用して、消防防災部局がまちづくり

に関する知識を深めていくことが期待されます。また、②については、まちづくりが幅広い主体によって担われることに鑑み、都市計画部局に対する情報提供以外にも、情報提供を通じて住民の理解と指示を得るといった視点も重要です。

なお、ここでは、消防防災部局の参画の一つの例として、都市計画プロセスへの関わり方について示しています。重視する点としては、①消防本部内、市町村の消防防災部局内に、情報収集、防災課題の把握、消防防災対策のまとめ等を目的とした組織を設けること、②日頃から、都市計画部局や計画地区の地権者等と相互に情報収集、提供等を行い、密接な連携を図っておくこと、③②により収集した情報や3において示した手法等により把握した課題を踏まえてまとめた消防防災上必要な施策について都市防災部局等へ提言・要望を行うこと、④市町村都市計画審議会への参画、等が挙げられます。

なお、都道府県消防防災部局においても、市町村から提出された意見をもとに内容を検討し、都市計画担当部局との情報交換、協議を行うといった対応が求められます。

(3) 都市防災構造化対策における都市計画部局との連携

都市計画部局においては、平成9年建設省都市局長通達「都市防災構造化対策の推進について」によりきめの細かな防災対策を含めた総合的な都市防災構造化対策を進めているところです。消防防災部局においても、平成9年消防庁防災課長通達「都市防災構造化対策の推進について」により、都市計画部局との連携を図り、災害に強い安全なまちづくりを進めることとされており、防災都市づくり計画の地域防災計画への位置づけなど、防災課題を解決するための連携が必要です。

第3 終わりに

消防庁及び(財)消防科学総合センターにおいては、平成8年度から地方公共団体や地域の防災組織等における防災に関する優れた取組を表彰する「防災まちづくり大賞」を実施していますが、本報告書においては、防災まちづくり大賞を受賞した過去の事例から、特に本調査に関係の深い事例を資料編で紹介しています。各地方公共団体等においては、本報告書で示した「防災まちづくりチェックリスト」等の手法のほか、これらの事例等も参考に、今後の災害に強い安全なまちづくりをより一層推進していただけることが期待されています。

救急業務高度化推進委員会第一分科会報告書の概要について (公衆の出入りする場所や事業所等における応急手当の普及啓発について)

救急救助課

自治省消防庁に設置されている救急業務高度化推進検討委員会では、平成9年度及び10年度の2か年間にわたって、住民等に対する応急手当の普及啓発を促進させるための新たな方策をいかにすべきかについて、2つの分科会で検討が行われました。

第一分科会では、公衆の出入りする場所や仕事場に勤務する管理者や従業員を対象にして、応急手当の普及啓発を促進させるための新たな方策について検討が行われ、第二分科会では、消防機関に電話で救急要請があった際に、通報者を始め傷病者の周囲にいる者に対して、遠隔

から応急手当の指導を行い、救命効果を高めようとする口頭指導について検討が行われました。

今月号では、第一分科会の報告書についてその概要を記載します。

はじめに

住民に対する応急手当の普及啓発を図るために消防機関では、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」等の機会を活用して応急手当の講習会や救急フェアを開催しています。また、救命効果の一層の向上を図るためには救急業務の高度化とあわせ住民に対する応急手当の普及が重要であることから、平成5年以来、全国的に統一して心肺蘇生法の実技指導等を中心とした講習会の実施や応急手当の指導者の養成を行っています。

しかしながら、消防機関が開催する普通救命講習及び上級救命講習に参加した住民は、これまでに全国で約190万人であり、総人口の約15%と国民全体から見た数としては十分とはいえない状況にあります。これは、応急手当の重要性が未だ十分に国民の間に浸透していないことや年々増加する救急需要の状況下で消防機関が行っている普及啓発活動にも限界が生じつつあること等が考えられます。

第1章 新たな方策の検討の必要性

1 応急手当の意義

応急手当の目的は、一般的に「救命」、「悪化防止」及び「苦痛の軽減」の3つといわれています。応急手当の最大の目的は、傷病者の生命を救うこと（救命）であり、傷病者の生命に直接関係する症状があれば、これに対する応急手当を優先する必要があります。

また、応急手当は、けがや病気を治療するために実施するものではなく、現在以上に悪化することを防ぐため（悪化防止）に実施するものであり、傷病者の苦痛を少しでも軽減させること（苦痛の軽減）が目的です。

人体の組織や臓器は、血流の低下や停止に

よる低酸素や無酸素状態に弱く、特に脳は、わずか3～4分間の血流停止でも不可逆性的変化を起し、回復することが困難になることが知られています。そのため、心肺機能が停止した傷病者（以下「CPA 傷病者」という。）に対して、この間に適切な心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージのすべてを実施することをいい、以下、「CPR」という。）を実施しないと、たとえ心拍や呼吸を回復させることはできても、社会復帰させることは極めて難しいとされています。

平成9年中の救急隊が現場到着に要する時間は、全国平均によると6.1分であることから傷病者が発生した場合、特にCPA 傷病者については、その場に居合わせた人（以下、バイスタンダーという）により応急手当が実施されることが極めて重要であり、傷病者の社会復帰の可能性を大きく左右するものであることから、応急手当の知識・技術を普及啓発することは非常に重要なことであると言えます。

2 バイスタンダーによる応急手当の実施状況調査

消防庁が毎年実施している調査によると、平成9年中に全国の救急隊が搬送したすべてのCPA 傷病者のうち、救急隊到着時にバイスタンダーがCPRを実施していた傷病者の割合は、16.9%で、1か月後の生存者の割合を比較した場合、CPRを実施していた場合は未実施の場合と比べて約2倍生存者の割合が高くなっていることが判明しました。

一方、CPA 傷病者の8割以上はCPRが実施されておらず、このことは応急手当の普及啓発の必要性を強く示していると言えます。

3 普及啓発の新たな方策の必要性について

各消防本部では、消防庁において定めた要綱に基づき、住民に対する応急手当の普及啓発はもとより、百貨店、旅館、ホテル、駅舎等住民等が多数出入りする事業所の従業員に

対して行う応急手当の普及指導に従事する（応急手当普及員）の養成にも努めています。

平成9年中の普通救命講習の受講者は、全国で58万9,798人（平成5年からの累計177万326人）であり、普通救命講習や上級救命講習をはじめ、軽微な講習も含めると平成9年中の講習受講者数は約272万人となっています。

一方、応急手当普及員講習は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事することが目的でつくられた講習であり、平成9年中の受講者数は、6,718人（応急手当普及員講習Ⅰ）平成5年からの累計では2万4,400人となっています。

就業人口に占める講習修了者の割合を見たとき、普通救命講習が2.9%であるのに対して、応急手当普及員講習は0.04%であり、就業者の2,500人に1人程度しか応急手当普及員が養成されていないことがわかります。

このように受講者が少ない原因の一つとして講習に従業員を出向させることが事業所等の経営者にとって人的・経済的な負担となっているためと考えられます。

いずれにしても、現状は事業所等の応急手当普及員による従業員に対する指導が進んでおらず、消防職員による指導に頼らざるを得ない状況ですが、今後は消防機関による普通救命講習等の普及啓発の実施と合わせて、事業所等の応急手当普及員を活用した普及啓発が促進されるよう、その方策について検討を進めていく必要があります。

4 公衆の出入りする場所等における応急手当の普及啓発の意義について

平成9年中に救急搬送されたすべての傷病者を、その災害発生場所別に分類すると、半数が住宅（47.8%）、4分の1（23.6%）が公衆の出入りする場所等で発生しています。

傷病者の半数が住宅で発生していることは、

人の生活が住宅を中心として行われていることから当然のことですが、4分の1の傷病者が公衆の出入りする場所等で発生していることについては、公衆の出入りする場所等が人の活動において重要な部分を占めていることを示しています。

公衆の出入りする場所等における応急手当に関する体制づくりを促進していくことによって、救命率の向上が大きく期待できるものです。

バイスタンダーとして応急手当の実施が最も期待できるのは成人であり、全国には約6,200万の就業者がいることから、就業者、すなわち公衆の出入りする場所等に勤務する管理者や従業員に対し、積極的に応急手当を普及していくことが効果的であると考えられます。また、就業者は、帰宅すれば一住民となることから、就業者に普及することは、住宅における応急手当の実施率の向上にもつながり、大変効果的です。

第2章 公衆の出入りする場所等における応急手当の実施状況

全国の公衆の出入りする場所等における応急手当の実施状況を把握するために、全国の各消防本部で平成10年6月から8月までの2か月間実態調査を行い、その概要は次のようでした。

- ① CPA 傷病者に対する適切な応急手当は、CPR ですが、その実施率は全体で11.9%でした。
- ② CPR の実施状況を詳細に見ると、「水泳場、プール」63.0%、「幼稚園、学校等」45.8%、「住宅」9.6%、「マーケット等」9.4%、「工場・作業場」7.7%、「飲食店等」4.1%などとなり、発生場所によってCPR 実施率に大きな差がありました。
- ③ バイスタンダーの応急手当受講機関については、消防機関が全体の1/4を占めて

いました。

このことは、他の機関に比べ、これまで消防機関が圧倒的に多数の者に普及活動を実施してきた実績が反映された結果であり、応急手当の普及における消防機関の果たす役割が大きいことを意味しています。

- ④ 場所によっては、「施設関係者」による応急手当がされずに、往診の医師や看護婦等の「医療関係者」、あるいは、通行人等の「第三者」により実施されている実態が見受けられます。

このことから、公衆の出入りする場所等の「施設関係者」に対して応急手当を普及啓発する必要性が強く感じられます。

第3章 普及促進のための具体的な方策

1 公衆の出入りする場所等の応急手当の普及啓発を促進させるための方策については、次のようなものが考えられます。

① 表彰制度の導入

ア 表彰状の授与

応急手当に対する取り組みが積極的であり、他の模範となると認められる場合には、表彰状を授与し、顕彰します。

イ 救急マーク（仮称）制度の創設

一定の要件を満たす場合には、当該場所が応急手当に対する取り組みが積極的に行われている場所である旨を表示するマークを掲出します。

- ② 消防計画への位置付けの検討
- ③ 応急手当普及員講習の開催促進
- ④ 事業所等における普通救命講習等の実施
- ⑤ 消防関係資格者の研究会や講習会等の活用
- ⑥ 地域の防災ボランティア制度への登録と活用

2 全般的に応急手当の普及啓発を推進するための方策

① 他省庁との連携

国民全体に対しても広く応急手当の普及啓発

を図る必要があることから、他省庁等で推進されている関連する施策について連携を図ります。

② 協議会設立の呼びかけ

自主的な協議会を設けて、民間主導型の地域に根ざした一大国民運動として応急手当の普及啓発を展開していくことを呼びかけます。

③ 公益法人を活用した普及啓発の促進

④ 事業所等の自衛消防隊や地域の消防団・自主防災組織を通じた普及啓発の実施

⑤ マスコミの活用

⑥ 免責の周知

バイスタンダーによる応急手当は、民事責任、刑事責任ともに違法性が阻却されることを積極的に周知させていく必要があります。

3 今後の課題とされる方策

- ① 応急手当の法制化について
- ② 優遇制度の導入について

第4章 普及啓発のための展開例

例1 公衆の出入りする場所等に応急手当に関する体制づくりを進める方策

公衆の出入りする場所等において、一定割合以上の応急手当に関する講習の修了者がおり、応急手当に関する取り組みが積極的であって、他の模範となる場合には、消防機関等は、当該事業所等が行っている応急手当の取り組みを奨励するための救急マーク（仮称）の交付が考えられます。

なお、このマークの掲出に当たっては、保健医療関係者等との連携によるなど、地域の実情に応じ、弾力的な運用がなされる必要があります。

① 対象となる公衆の出入りする場所等（順不同）

ア 公共交通機関（駅、空港、バス営業所等）

イ 旅館・ホテル

ウ 各種競技施設（運動競技場、野球場、

- 体育館、ゴルフ場等)
- エ 劇場・映画館等
- オ 公会堂・集会場
- カ 大規模小売店舗（百貨店等）
- キ 公衆浴場・サウナ等
- ク 地下街
- ケ 動物園・遊園地・水族館
- コ 公衆の出入りが多い大規模建築物（事業所が複数混在するビル等）

② 応急手当に関する基本的なあり方

公衆の出入りする場所等に、応急手当に関する取り組みについての中心となる「応急手当管理者」と、その下に「応急手当担当者」を置いた、組織的な応急手当の体制づくりを推進します。

応急手当担当者の養成目標等は、消防機関による普通救命講習の実施と合わせ、応急手当普及員による自主的な講習の実施を考慮し、従業員等の総数のおよそ30%を目標として普通救命講習修了者の養成を推進します。

例2 住民や事業所等により自主的に運営される協議会を設置する方策

住民や事業所等により自主的に運営される住民主導型の協議会を設置し、各地域の実情にあった方策により、地域に根ざした応急手当の普及啓発が展開されるように働きかけます。

あとがき

救急救命士制度が誕生して、間もなく8年が経過しようとしています。

傷病者の社会復帰率を向上させるためには、

「チェーン・オブ・サバイバル」(Chain of survival 救命のための鎖)の考えに基づき、「迅速な連絡」「迅速な一次救命処置(CPR)」「迅速な除細動」「迅速な二次救命処置」の4つの輪が、強固な鎖となることが重要です。

しかし、残念ながら、我が国は「第2の輪」、すなわちバイスタンダーによるCPRの実施が不十分な状況であると言わざるを得ません。第2の輪をより強固なものにしてこそ、第3の輪、つまり救急救命士による除細動の効果が発揮されるものです。

この報告書は、この第2の輪を中心に検討を重ねたものです。

公衆の出入りする場所等は顧客等や施設関係者の出入りが多いことから、急病人やけが人が発生した場合に、これらの人々がそこに居合わせる場合も多いものと考えられ、バイスタンダーにより早期に適切な応急手当が実施されることで救命率の向上が期待されるものです。

また、施設関係者も帰宅すれば、一住民となることから、家庭における応急手当の実施率の向上にもつながり、総体として応急手当の普及啓発が着実に図られます。

いずれにしても、第3章、第4章記載の方策は、地域住民全体についての普及促進方策にもつながるものであり、応急手当についての取り組みを総合的に促進させることのできる大変有効性の高い方法であると考えられます。各消防機関においては、応急手当の普及啓発は消防全体の問題として捉え、これらの方策を早い時期に実施していくことを強く望むものです。

平成11年(1月～3月)における火災の概要(概数)について

防災情報室

1 はじめに

(1) 総出火件数は403件の増加

平成11年第1四半期における総出火件数は17,127件であり、前年同期と比べますと、403件の増加です。

火災種別ごとにみますと、建物火災は117件、車両火災が8件、船舶火災が3件それぞれ減少し、林野火災は243件増加しています。

(2) 火災による死者は54人、負傷者は12人それぞれ減少

火災による死者は761人で、前年同期と比べますと54人の減少です。

火災種別ごとにみますと、建物火災では560人、林野火災では2人、車両火災では73人、その他火災では126人の死者が発生しています。

火災による負傷者は、2,244人であり、前年同期と比べますと12人の減少です。

火災種別ごとにみますと、建物火災では1,948人、林野火災では47人、車両火災では70人、船舶火災では3人、その他火災では176人の負傷者が発生しています。

(3) 火災による死者(爆発を除く)の47.3%が乳幼児及び高齢者

爆発を除いた火災による死者757人について年齢層別にみますと、乳幼児及び高齢者が358人(47.3%)となり、建物火災の死者557人においては、312人(56.0%)を占めています。

(4) 建物火災の死者のうち、住宅での死者は90.2%

建物火災における死者560人のうち、住宅(戸建住宅、共同住宅、併用住宅)にお

ける死者は505人(90.2%)です。

(5) 出火原因の第1位は「たばこ」、続いて「放火」、「放火の疑い」

全火災17,127件を出火原因別にみますと、「たばこ」2,068件(12.1%)、「放火」1,960件(11.4%)、「放火の疑い」1,465件(8.6%)、「こんろ」1,363件(8.0%)、「たき火」1,272件(7.4%)、「ストーブ」1,056件(6.2%)の順となっています。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみますと、建物火災9,501件にあつては、「こんろ」1,332件(14.0%)、「たばこ」1,059件(11.1%)、「ストーブ」1,035件(10.9%)、「放火」946件(10.0%)、「放火の疑い」582件(6.1%)の順となっています。

林野火災1,113件では、「たき火」292件(26.2%)、「たばこ」192件(17.3%)、「放火の疑い」126件(11.3%)、「火入れ」89件(8.0%)、「火あそび」66件(5.9%)の順となっています。

車両火災1,891件では、「放火」278件(14.7%)、「排気管」193件(10.2%)、「放火の疑い」189件(10.0%)、「内燃機関」91件(4.8%)、「たばこ」90件(4.8%)の順となっています。

その他火災4,555件では、「たき火」745件(16.4%)、「たばこ」726件(15.9%)、「放火」681件(15.0%)、「放火の疑い」565件(12.4%)、「火あそび」352件(7.7%)の順となっています。

2 全国の概況

(1) 出火件数

平成11年第1四半期における総出火件数

は17,127件で、これは、1日当たり約190件、約8分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	9,531件	(55.6%)
林野火災	1,113件	(6.5%)
車両火災	1,893件	(11.1%)
船舶火災	26件	(0.2%)
航空機火災	1件	(0.0%)
その他火災	4,563件	(26.6%)

また、それぞれを前年と比べますと、以下のとおりとなります。

総出火件数	403件	(2.4%)	増加
建物火災	-117件	(1.2%)	減少
林野火災	243件	(27.9%)	増加
車両火災	-8件	(0.4%)	減少
船舶火災	-3件	(10.3%)	減少
航空機火災	0件	(-)	
その他火災	288件	(6.7%)	増加

(2) 死傷者数

平成11年第1四半期における死者数は761人、負傷者は2,244人で、これは、1日あたり死者が8.5人、負傷者が24.9人それぞれ発生したことになります。また、死者は、火災22.5件に1人、負傷者は7.6件に1人発生したことになります。

死者数、負傷者数についてそれぞれ前年と比べますと、以下のとおりです。

死者	-54人	(6.6%)	減少
負傷者	-12人	(0.5%)	減少

(3) 火災による損害

続いて火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	13,089棟	(145棟/1日 1.4棟/件)
り災世帯数	9,514世帯	(106世帯/1日 1.0世帯/件)
建物焼損床面積	487,765m ²	(5,420m ² /1日 51.2m ² /件)
建物焼損表面積	56,433m ²	(627m ² /1日 5.9m ² /件)
林野焼損面積	41,767a	(464a/1日 37.5a/件)
損害額	419億464万円	(46,561万円/1日 245万円/件)

これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	77棟	(0.6%)	増加
り災世帯数	358世帯	(3.6%)	減少
建物焼損床面積	5,310m ²	(1.1%)	減少
建物焼損表面積	9,987m ²	(21.5%)	増加
林野焼損面積	15,542a	(59.3%)	増加
損害額	39億2,989万円	(8.6%)	減少

(注) 前年比較における前年数値は、その後の調査により変更があり、昨年同期の発表数値と違うものがあります。

3 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災9,531件を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

なお、比率については、端数処理の関係上、合計値が100%とならない場合があります。

(以下同じです。)

住宅	3,973件	(41.7%)
共同住宅	1,369件	(14.4%)
工場	588件	(6.2%)
複合用途(特定)	553件	(5.8%)
併用住宅	449件	(4.7%)
倉庫	350件	(3.7%)
複合用途(非特定)	288件	(3.0%)
事務所	225件	(2.4%)
飲食店	186件	(2.0%)
物品販売店舗	142件	(1.5%)
その他の用途の建物火災	1,408件	(14.8%)

その他の用途には、学校、旅館、社寺仏閣、病院、駐車場、遊技場、社会福祉施設、料理店、停車場、公会堂、幼稚園、公衆浴場、図書館、キャバレー、文化財、特殊浴場、劇場及び航空機格納庫等があります。

4 出火原因別にみた火災発生状況

(1) 全火災

全火災17,127件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たばこ	2,068件	(12.1%)
放火	1,960件	(11.4%)
放火の疑い	1,465件	(8.6%)

こんろ	1,363件	(8.0%)
たき火	1,272件	(7.4%)
ストーブ	1,056件	(6.2%)
火あそび	713件	(4.2%)
火入れ	362件	(2.1%)
電灯・電話等の配線	361件	(2.1%)
マッチ・ライター	300件	(1.8%)
配線器具	240件	(1.4%)
焼却炉	227件	(1.3%)
排気管	217件	(1.3%)
電気機器	208件	(1.2%)
風呂かまど	206件	(1.2%)
その他	2,991件	(17.5%)
不明・調査中	2,118件	(12.4%)

(2) 建物火災（爆発を除く）

爆発を除く建物火災9,501件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	1,332件	(14.0%)
たばこ	1,059件	(11.1%)
ストーブ	1,035件	(10.9%)
放火	946件	(10.0%)
放火の疑い	582件	(6.1%)
電灯・電話等の配線	290件	(3.1%)
火あそび	283件	(3.0%)
たき火	206件	(2.2%)
風呂かまど	203件	(2.1%)
配線器具	194件	(2.0%)
灯火	155件	(1.6%)
マッチ・ライター	155件	(1.6%)
電気機器	155件	(1.6%)
煙突・煙道	129件	(1.4%)
溶接機・切断機	119件	(1.3%)
その他	1,470件	(15.5%)
不明・調査中	1,188件	(12.5%)

(3) 林野火災（爆発を除く）

爆発を除く林野火災1,113件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たき火	292件	(26.2%)
たばこ	192件	(17.3%)
放火の疑い	126件	(11.3%)

火入れ	89件	(8.0%)
火あそび	66件	(5.9%)
放火	54件	(4.9%)
焼却炉	12件	(1.1%)
マッチ・ライター	10件	(0.9%)
取灰	4件	(0.4%)
排気管	2件	(0.2%)
煙突・煙道	2件	(0.2%)
溶接機・切断機	1件	(0.1%)
配線器具	1件	(0.1%)
ストーブ	1件	(0.1%)
電灯・電話等の配線	1件	(0.1%)
その他	77件	(6.9%)
不明・調査中	183件	(16.4%)

(4) 車両火災（爆発を除く）

爆発を除く車両火災1,891件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	278件	(14.7%)
排気管	193件	(10.2%)
放火の疑い	189件	(10.0%)
内燃機関	91件	(4.8%)
たばこ	90件	(4.8%)
衝突の火花	79件	(4.2%)
電気装置	53件	(2.8%)
マッチ・ライター	45件	(2.4%)
電気機器	37件	(2.0%)
たき火	27件	(1.4%)
配線器具	25件	(1.3%)
電灯・電話等の配線	21件	(1.1%)
火あそび	12件	(0.6%)
溶接機・切断機	10件	(0.5%)
焼却炉	10件	(0.5%)
その他	429件	(22.7%)
不明・調査中	302件	(16.0%)

(5) 船舶火災（爆発を除く）

爆発を除く船舶火災26件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火の疑い	3件	(11.5%)
排気管	2件	(7.7%)
電気機器	2件	(7.7%)

内燃機関	2件 (7.7%)
マッチ・ライター	2件 (7.7%)
こんろ	2件 (7.7%)
焼却炉	1件 (3.8%)
電気装置	1件 (3.8%)
たき火	1件 (3.8%)
溶接機・切断機	1件 (3.8%)
電灯・電話等の配線	1件 (3.8%)
風呂かまど	0件 (-)
炉	0件 (-)
たばこ	0件 (-)
ストーブ	0件 (-)
その他	4件 (15.4%)
不明・調査中	4件 (15.4%)

(6) 航空機火災 (爆発を除く)

爆発を除く航空機火災1件の出火原因につきましては、現在調査中です。

(7) その他火災 (爆発を除く)

爆発を除くその他火災4,555件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たき火	745件 (16.4%)
たばこ	726件 (15.9%)
放火	681件 (15.0%)
放火の疑い	565件 (12.4%)
火あそび	352件 (7.7%)
火入れ	242件 (5.3%)
焼却炉	116件 (2.5%)
マッチ・ライター	84件 (1.8%)
電灯・電話等の配線	48件 (1.1%)
溶接機・切断機	43件 (0.9%)
取灰	25件 (0.5%)
配線器具	20件 (0.4%)
こんろ	17件 (0.4%)
電気装置	17件 (0.4%)
ストーブ	14件 (0.3%)
その他	427件 (9.4%)
不明・調査中	433件 (9.5%)

(8) 爆発による火災

爆発のみの火災40件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	4件 (10.0%)
ストーブ	4件 (10.0%)
マッチ・ライター	4件 (10.0%)
炉	2件 (5.0%)
溶接機・切断機	2件 (5.0%)
電気機器	1件 (2.5%)
焼却炉	1件 (2.5%)
たき火	1件 (2.5%)
たばこ	1件 (2.5%)
放火	1件 (2.5%)
排気管	0件 (-)
風呂かまど	0件 (-)
電気装置	0件 (-)
電灯・電話等の配線	0件 (-)
内燃機関	0件 (-)
その他	12件 (30.0%)
不明・調査中	7件 (17.5%)

5 死傷者の発生状況

(1) 火災種別死者発生状況

全死者761人について火災種別ごとに見ますと、以下のとおりです。

建物火災	560人 (73.6%)
林野火災	2人 (0.3%)
車両火災	73人 (9.6%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	126人 (16.6%)

(2) 建物用途別死者発生状況

建物火災における死者560人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	380人 (67.9%)
共同住宅	99人 (17.7%)
併用住宅	26人 (4.6%)
複合用途(特定)	14人 (2.5%)
複合用途(非特定)	11人 (2.0%)
工場	4人 (0.7%)
事務所	4人 (0.7%)
旅館	3人 (0.5%)
倉庫	2人 (0.4%)
神社・寺院	1人 (0.2%)

病院	1人 (0.2%)
その他の用途の建物火災	15人 (2.7%)

(3) 火災種別負傷者発生状況

全負傷者2,244人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	1,948人 (86.8%)
林野火災	47人 (2.1%)
車両火災	70人 (3.1%)
船舶火災	3人 (0.1%)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	176人 (7.8%)

(4) 建物用途別負傷者発生状況

建物火災における負傷者1,948人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	944人 (48.5%)
共同住宅	391人 (20.1%)
併用住宅	106人 (5.4%)
複合用途 (特定)	106人 (5.4%)
工場	102人 (5.2%)
複合用途 (非特定)	65人 (3.3%)
倉庫	29人 (1.5%)
飲食店	27人 (1.4%)
事務所	25人 (1.3%)
旅館	20人 (1.0%)
その他の用途の建物火災	133人 (6.8%)

その他の用途には、学校、物品販売店舗、病院、遊技場、社寺仏閣、キャバレー、公衆浴場、駐車場、社会福祉施設、料理店、劇場及び公会堂等があります。

(5) 死者の発生した経過別死者発生状況

全死者761人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

逃げおくれ	359人 (47.2%)
放火自殺	224人 (29.4%)
着衣着火	56人 (7.4%)
出火後再進入	11人 (1.4%)
その他	111人 (14.6%)

(6) 年齢層別死者発生状況

爆発を除く死者757人について、年齢層別にみますと、以下のとおりです。

6～64歳以下	398人 (52.6%)
65歳以上	346人 (45.7%)
5歳以下	12人 (1.6%)
年齢不明	1人 (0.1%)

(7) 複合条件による死者発生数

ア 年齢層並びに火災種別ごとの死者数

(ア) 5歳以下 (爆発を除く)

建物火災	10人 (83.3%)
林野火災	0人 (-)
車両火災	1人 (8.3%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	1人 (8.3%)

(イ) 6～64歳以下 (爆発を除く)

建物火災	244人 (61.3%)
林野火災	0人 (-)
車両火災	69人 (17.3%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	85人 (21.4%)

(ウ) 65歳以上 (爆発を除く)

建物火災	302人 (87.3%)
林野火災	2人 (0.6%)
車両火災	3人 (0.9%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	39人 (11.3%)

イ 年齢層並びに建物用途別死者数

(ア) 5歳以下 (爆発を除く)

共同住宅	6人 (60.0%)
住宅	3人 (30.0%)
複合用途(特定)	1人 (10.0%)

(イ) 6～64歳以下 (爆発を除く)

住宅	148人 (60.7%)
共同住宅	51人 (20.9%)
併用住宅	12人 (4.9%)
複合用途(非特定)	8人 (3.3%)
複合用途(特定)	6人 (2.5%)
旅館	3人 (1.2%)
事務所	2人 (0.8%)

病 院	1人 (0.4%)
その他	13人 (5.3%)
(ウ) 65歳以上 (爆発を除く)	
住 宅	229人 (75.8%)
共同住宅	41人 (13.6%)
併用住宅	14人 (4.6%)
複合用途(特定)	7人 (2.3%)
複合用途(非特定)	3人 (1.0%)
倉 庫	1人 (0.3%)
事務所	1人 (0.3%)
神社・寺院	1人 (0.3%)
その他	5人 (1.7%)
ウ 年齢層並びに死者の発生した経過別死者数	
(ア) 5歳以下 (爆発を除く)	
逃げおくれ	9人 (75.0%)

放火自殺	1人 (8.3%)
着衣着火	0人 (-)
出火後再進入	0人 (-)
その他	2人 (16.7%)
(イ) 6~64歳以下 (爆発を除く)	
放火自殺	183人 (46.0%)
逃げおくれ	145人 (36.4%)
着衣着火	12人 (3.0%)
出火後再進入	5人 (1.3%)
その他	53人 (13.3%)
(ウ) 65歳以上 (爆発を除く)	
逃げおくれ	201人 (58.1%)
着衣着火	44人 (12.7%)
放火自殺	40人 (11.6%)
出火後再進入	6人 (1.7%)
その他	55人 (15.9%)

『豊かな緑と水辺に包まれた自然と共生する街』

京築広域圏消防本部 消防長 沼田 耕一



京築地区は、福岡県の北東部に位置し、東は耶馬溪・英彦山山系を源流とする山国川を境に大分県中津市と、西は旧産炭地域の筑豊地域、南は犬ヶ岳・経読雁股連峰を境に大分県下毛郡、北は北九州市とそれぞれ隣接しています。また、東北部は周防灘に面し、良好な海岸線を有しています。

面積は、449.62平方メートル、人口は約94,000人、気候的には、全体的に晴天が多く、瀬戸内海型気候に属します。水と緑に囲まれた自然豊かな田園都市としての地形を形成しています。

また、歴史的分化遺産も多く、明治初期「小笠原藩」の城下町として栄えた豊津町をはじめ、各地に出土、分布する多数の古墳や条里制の遺構、国府・国分寺（奈良時代天平13年、聖武天皇の勅願により全国の国ごとに建てられた国立寺院で、塔は、インドのストーパー（仏塔）の流れをくむ多重塔形式をとっていますが、塔の内陣には大日如来を中尊とする四仏が安置されています）の跡や、修験道分化の遺跡、遺品で有名な求菩提山などが歴史的宝庫として知られています。このように、今日まで豊かな自然の恩恵と、祖先の残してくれた香り高い分化に育まれて発展してきた地域ですが、新北九州空港の開港、東九州自動車道の建設促進など、新時代創造への新たな胎動が始まった今日、「自然と共生する心豊かな交流・文化回廊都市圏をめざして」の計画実現に向け、地域の総合振興が期待されています。

また、当地域にはそれぞれ海産物、山菜加工品等特産品も多く、又、豊かな自然を有効に活用した、キャンプ場や、温泉施設等もあり、シーズンには県内外から多くの家族連れや若者で賑わいを見せていますので、どうぞ全国の皆様

方のお越しをお待ちしています。

さて、当地域の消防行政は、昭和48年4月1日に京築広域圏管内1市6町2村で構成された「京築広域圏消防本部」として発足しました。発足当時1本部1署3分遣所、消防職員数32名でしたが、その後の組織拡充に伴い、昭和53年10月には分遣所を分署に昇格させ1出張所を開設、その後昭和59年4月には消防本部庁舎を新築移転し、現在の1本部1署3分署1出張所、職員数120名の体制となっています。

また、昭和54年には、中心市である豊前市が、石油コンビナート等特別防災区域に指定されるなど、徐々に消防装備や消防力の強化充実を図っているところです。

管内では、昭和55年に集中豪雨による、山崩れ、河川の氾濫が発生し、死者1名を出す災害が発生しましたが、近年では、ほとんど自然災害や火災などの大きな災害は発生しておりません。消防本部管内の火災発生件数は、年間平均約50件前後で、推移しており、出火原因の主なものは、放火を除けば火を取り扱う際のちょっとした不注意が原因であることから、このような状況を地域住民に普及啓発等周知するとともに、防災体制の充実強化のため、各関係機関と協調し、推進していくことが必要と痛感しております。

又、救急出動件数は、年間平均約2,500件で、平成10年は、2,757件と年々増加の傾向を示しており、事故種別ごとにもみると、第2位が転院搬送で全体の20パーセント近くをしめております。このことは、近郊に総合的な医療機関がないことが大きな要因となっていると考えられます。今後ますます増加することが予想される救急需要や、傷病者の救命率の向上に対応するた

「秋の行楽期における火災の被害防止」

(予 防 課)

行楽地での火災というと、旅館・ホテル等の宿泊施設での火災が真っ先に思い浮かぶことと思います。しかし、このような、不特定多数の人が宿泊する施設においては、宿泊者がその施設の構造を熟知していないため、ひとたび火災が発生すると、大きな混乱を生じ、多数の死者を生じる大惨事につながるおそれがあります。

旅館・ホテル等の関係者の方々が、繁忙期の火災発生を防ぐために十分な火災予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊者の皆様も寝たばこなどにより火災を起こさないよう十分気をつけ、万一火災が起きた際の避難経路の確認など、施設を利用する上での注意が必要です。

旅館・ホテル等の関係者の方が、火災の発生防止及び被害の軽減を図るための予防対策として次の事項を遵守してください。

1 従業員に対する教育・訓練の実施

消防計画に基づいた教育・訓練を実施し、いざというときの任務分担を従業員一人ひとりが十分理解し、連絡通報、初期消火及び避難誘導を円滑に行えるよう、日頃から防火管理体制を確立しておくことが必要です。

2 災害弱者等の避難が困難な人への配慮

高齢者や身体不自由者等は、火災が発生した場合において、迅速・的確な避難行動をとることが困難なことから、逃げ遅れ等によって死傷するおそれがあります。このような宿泊者に対しては、災害時に容易に避難できる階や非常口付近の宿泊室を割り当て、万一の際には従業員が付き添い避難誘導するなどのきめ細かな配慮が必要です。

3 消防用設備等の設置・点検

火災を早期に発見し、消火等に役立つ設備機器として、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等があります。万一、火災が発生し

たときに被害を最小限にとどめるためには、これらの消防用設備等を適正に設置することはもとより、定期的な点検を実施するなど維持・管理に努め、常に火災に備えておくことが必要です。

4 防災品の使用促進

旅館・ホテル等においては、防災物品を使用することが法令により義務付けられているカーテン・じゅうたん等はもちろんのこと、寝具類等に着火した火災事例も多いことから、これらについても防災製品を使用し、火災の拡大を防止することが大切です。

旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方は、次の事項に注意して下さい。

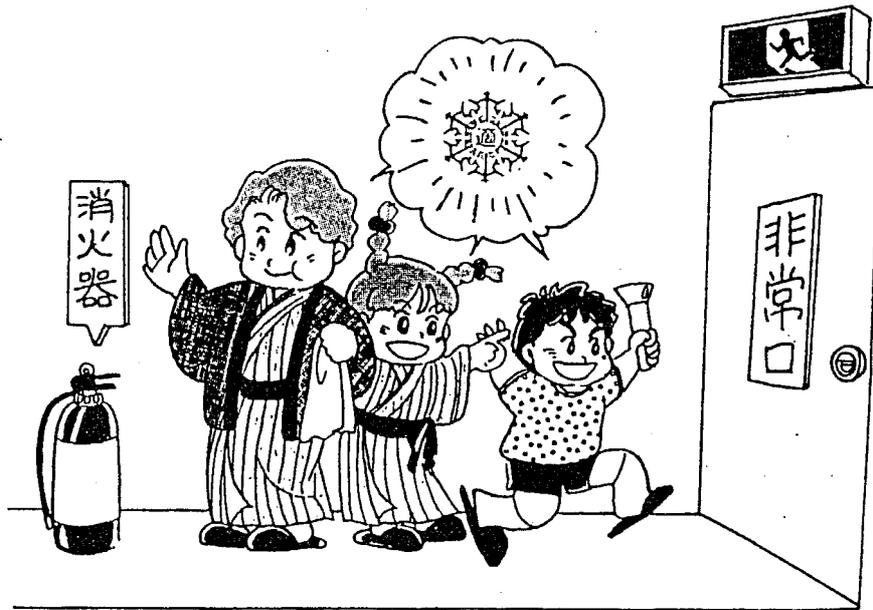
1 避難経路の確認

旅館・ホテル等の火災で犠牲者が生ずる要因として、宿泊者が施設に精通していないため避難経路がわからず、逃げ場を失ってしまう場合があります。

宿泊者の方は旅館・ホテル等に到着しチェックインが終われば、直ちに客室等の設置されている避難経路図を確認し、実際に歩いて確認するとさらに安心です。さらに、非常用の懐中電灯や消火器、避難器具等設置場所の確認をしておき、万一、火災が発生した場合は従業員の指示に従いましょう。

2 たばこの処理

宿泊者の寝たばこやたばこの不始末によって多くの火災が発生しています。たばこを吸う場合には所定の喫煙場所で吸うよう心がけるとともに、寝たばこは絶対しないようにしましょう。また、たばこの火が完全に消えたことを確認するなど吸い殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけましょう。



地震に対する日常の備え

(震災対策指導室)

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。

そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるよう、日頃から地震が発生した時の正しい心構えを身につけておくことが必要です。

そこで、次のようなことを、ふだんから取り組みましょう。

<家庭の防災会議>

地震のとき、家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておきましょう。

- ・救急医薬品や火気などの点検
 - ・幼児や老人の避難はどこにあるか
 - ・避難場所、避難路はどこにあるか
 - ・避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
 - ・家族間の連絡方法と最終的に確認し合う場所はどこにするか
 - ・昼の場合、夜の場合の違いをどうするか
- また、家族が会社、学校、買い物など別々の

場所で地震にあった場合の連絡方法や最終的な避難場所も決めておき、これらを記入した避難カードを作成し、各自携帯しましょう。

<住まいの安全チェック>

- ・家補強
 - 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは、補強をしておきましょう。
- ・ブロック塀、石塀の補強
 - ブロック塀等は、鉄筋などで補強をしたり、プロパンガスボンベは、転倒しないように鎖などで固定しましょう。
- ・家具等の転倒、落下防止
 - タンスや食器棚等の家具類は壁などに固定し、重い物や不安定な物は高い所に置かないようにしましょう。

<消火器などの備え>

万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどをすぐに使える場所に用意したり、風呂の水はいつも溜めておくように心がけましょう。

また、火災が発生した時に確実に消火できるように、ふだんから防火訓練などに参加し、消火器の使い方に慣れておきましょう。

さらに、倒壊した家の下敷きになった人を救出するために役立つ、のこぎり、パール、ハンマー等も用意しておきましょう。

<非常持出品の準備>

避難場所での生活に最低限必要な物を準備し、また、負傷したときに応急手当ができるように、応急医療品などもリュックサックや非常持出袋に入れて、いつでも持ち出せる場所に備えておきましょう。

<避難場所、避難路の確認>

自分の避難場所や避難路を確認するとともに、家族全員で実際に歩いてみて、所要時間（歩行

距離）と危険個所の有無についてあらかじめ調べておきましょう。

<防災訓練>

正しい防災知識に基づく防災行動が的確にとれるように日頃から心がけ、防災訓練に積極的に参加しましょう。

また、災害発生時には、個人の対応ではどうしようもない場合があるので、ふだんから隣近所の人々とのコミュニケーションを保ち、いざという時、お互いに協力しあえるようにしておきましょう。

「適マーク制度の普及と理解の推進」

（予 防 課）

1 「適マーク制度」とは？

百貨店の入口やホテルのフロント等で見かける「適マーク」は、旅館・ホテル、劇場、百貨店など不特定多数の人が出入りする施設を対象として、その対象物を管轄している消防署の職員が、立入調査により一定の点検項目を審査し、防火の基準に適合する防火対象物に対して交付するものです。

この制度は、対象物の防火に関する状況を広く国民に対して情報提供することにより、対象物関係者の防火に関する認識を高め、防火安全に関する不備事項の是正促進に大きな効果を挙げているものです。現在では、適マークは、防火安全のシンボルマークとして位置づけられており、このマークのある施設は、信頼のある制度として国民に広く定着しています。

2 どのような点検項目を審査しているのか？

「適マーク制度」の対象としている旅館・ホテル、劇場、百貨店等は、不特定多数の人々が入り出す施設であり、もし火災などの災害が発生した場合に、多数の人々の生命・身体に危険を及ぼす可能性があります。

このため、「適マーク」を交付しようとする対象物については、次の28項目の要件を満たし

ているかどうかを厳しく審査しています。

- ① 防火管理者の選任、消防訓練、防災教育の実施など、防火管理が適正に維持されているかどうか（10項目）
- ② 消防法令に定められた消防用設備等が設置され、適正に維持管理されているかどうか（10項目）
- ③火気使用設備・器具、危険物施設等に関する届出、維持管理が適正に行われているかどうか（5項目）
- ④ 建築基準法令の防火の基準に適合しているかどうか（3項目）

3 全国でどれだけ交付されているのか？

平成10年3月31日現在の「適マーク制度」の対象物は全国で54,699件であります。このうち、立入調査を完了した対象物数は52,240件（検査率95.5%）で、点検項目の基準に適合し、「適マーク」が交付された対象物数は37,463件（調査完了物件に対する交付率71.7%）となっています。

また、平成2年から、「適マーク」の基準に2年以上継続して適合している対象物には、そのことを示すための表示である「適継続章」が付されることとなり、この「適継続章」が表示

された対象物数は平成10年3月31日現在、29,598件になります。

既に「適マーク」の交付を受けている対象物であって、その後「適マーク」の基準に適合しなくなったり、火災が発生して「適マーク」を返還した対象物数は、平成10年3月31日現在、852件となっています。

4 「適マーク」交付対象物を利用する方へ！

「適マーク」を交付している対象物を管轄している消防署の職員は、定期的に立入調査を実施し、適正な維持管理を行うよう指導しています。

「適マーク」のある施設は、一定の防火基準を満たしているといえますが、これらの施設を利用する場合であっても、万一に備えて避難経

路の確認を行うなど、いざという時に自分の身を守る方法を確認しておくことが大切です。



表示マーク

火山被害に対する備え

(防 災 課)

ご存じのように我が国は世界でも有数の火山国です。中でも活火山は全世界の約1割が分布し、平均すると年に約10の火山で、噴火や異常現象が発生し、ときに大きな災害を起こすことがあります。

この火山災害に備えるため国や地方公共団体は、避難施設などの整備、防災訓練の実施や情報収集・伝達網の充実、避難誘導体制の整備、観光客・登山者対策の実施など、防災体制の強化を推し進めています。

しかしながら、火山災害による被害を最小限にとどめるためには、みなさん一人ひとりの日頃からの心構えと準備が極めて重要です。とくに、広範囲にわたる深刻な被害が発生した場合には、防災関係機関だけでは十分な活動が困難になる場合が予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、自主的な防災活動を行うことが大切になってきます。

そのため、もう一度次のような点を確認し、火山災害への備えを確実なものにしておきまし

よう。

1 日頃からの心構えと準備は

- ① 自主防災組織の活動を積極的に推し進め、火山災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な避難訓練などを積み重ねておきましょう。
- ② 火山は、火砕流、土石流、泥流、溶岩流や噴石、降灰のほか、山崩れや津波、火山ガスなど、それぞれの火山の性質や地域の特性に応じた様々な災害をもたらします。自治体や自主防災組織などが開催する研修会、説明会、イベントに積極的に参加したり、または広報紙・パンフレットなどを通じて、過去の噴火の歴史や火山活動の特徴、予想される危険箇所など火山に関する知識を普段から蓄え、いざというときの対応力を身に付けておきましょう。
- ③ テレビ・ラジオや地域の防災行政無線などから伝えられる火山情報に普段から耳を傾ける習慣をつけておきましょう。なお、防災行政無線が設置されていない地域では、火山情

報や避難の勧告・指示がどのような経路で伝えられて来るのか、あらかじめよく確認しておきましょう。

- ④ 日時などを特定した火山噴火の予知などはできません。根拠のないデマや噂などに惑わされず、正確な情報に基づいて行動しましょう。
- ⑤ 一時的に避難する場所は事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道順を確認しておきましょう。
- ⑥ 飲料水や非常食、懐中電灯、携帯用ラジオなどの非常持ち出し品を用意しておきましょう。その際、火山災害による避難生活は長期間にわたることもあるということを考慮に入れて、用意にあたりましょう。また、家族一人ひとりが身に付けるそれぞれの氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく）を準備しておきましょう。
- ⑦ 家族で防災について話し合う”家族防災会議”を開き、それぞれの役割分担や避難先でおちあう場所など、重要なことをあらかじめ決めておきましょう。
- ⑧ 噴煙などの異常現象を発見したら、すぐに市役所や役場、消防、警察などに連絡をしましょう。

2 噴火が始まったら

- ① 災害の状況を軽く見ないで、消防、警察などの防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告や指示が出された場合は速やかに従いましょう。なお、周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示がなくても、自主的に避難をして災害から身を守りましょう。
- ② お年寄りや子ども、病人、体の不自由な方などのいる家庭は、特に早めに避難しましょう。これらの方々には家族ばかりではなく近所の人も常日頃から気配りをし、地域の人々が協力しあって避難を手助けするよう心がけましょう。
- ③ 回り道でも、事前に確認しておいた最も安全な道順を選んで避難しましょう。

④ 服装は行動しやすいものとし、頭巾・ヘルメットや底の丈夫な運動靴、手袋なども用意しましょう。

⑤ 火砕流・土石流は速度が速いため、流れに背を向けて逃げたのでは巻き込まれてしまいます。流路から直角へ遠ざかる方向に避難をしましょう。

⑥ 噴石などが降ってきたら、岩かげや丈夫な建物に身を寄せましょう。

⑦ 海沿いの火山の場合は、噴火に伴って津波が発生することがありますので、防災関係機関の情報に注意するとともに、危険を感じたら高い所へ避難するようにしましょう。

3 噴火が落ち着いても

① 警戒区域が設定されていたり、避難勧告が出されていた場合には、解除されるまでは、その対象地域に決して立ち入らないようにしましょう。

② 山腹に積もった火山灰等が、降雨によって流れ下ることがありますので引き続き注意をしましょう。特に、崖の近くや土石流、泥流の危険性のある場所に住んでいる方は、雨が降った場合、速やかに安全な場所に避難しましょう。

4 観光・登山等で山に入る時の注意点

これから夏山のシーズンを迎えますが、活動の可能性のある火山では、立入禁止区域が設けられていることがあります。そのような区域には絶対立ち入らないで下さい。また登山中には、火山ガスや噴気地帯に気を付けましょう。毒性の強い火山ガスは、火山活動が比較的穏やかなときでも、噴気口や温泉などから発生していることがあり注意が必要です。硫化水素ガスは空気よりも重いので、くぼ地や低地にたまることが多く、特に天候がくもり・雨の場合や風がないときには濃度の高いガスとなってたまりやすくなります。この中にいると、中毒で意識不明になったり、死に至ることもありますので、これらについて事前に十分確認をした上で山に入るよう心がけましょう。

国際消防救助隊天皇陛下拝謁について

(救急救助課)

平成11年5月26日(水)に皇居宮殿内において天皇陛下による拝謁が行われました。

今回の拝謁を受けた国際消防救助隊員等の消防関係者は、平成8年10月に出勤したエジプトビル崩壊事故関係の9名及び平成9年9月から11月にかけて出勤したインドネシア森林火災関係の33名、計42名です。また、今回は消防関係者の他、平成8年6月から平成9年11月までの間に国際緊急援助隊として派遣された他の救助関係機関及び医療関係者などを含め、合計8チーム104名が皇居に招かれました。

拝謁当日は、初夏を思わせる好天に恵まれ、今回招かれた国際消防救助隊員は、制服に国際協力功労賞を装着して拝謁を受けました。

拝謁者は、皇居に入場してから、記念撮影を行い、皇居内を参観したのち、拝謁場所である宮殿内の拝謁場所に入室し、各派遣チームごとに待機しました。

陛下がお出ましになられ、拝謁者全員に対し、日本の高度な技術を用いての救助活動と献身的な活動による国際貢献は日本国と世界各国の理解につながっており、各隊員に今後ともこれらの技術を生かした貢献に精進されることを希望する旨のお言葉がありました。

陛下は、お言葉のあと、外務省経済協力局長の案内により各派遣チームを御覧になられました。

その後、陛下は、今回の拝謁者に茶菓を振る舞われ、各派遣チームごと個別に、ねぎらいのお声をお掛けになり、派遣先の状況や派遣当時の隊員達の健康状態などについてつぶさに御質問され、多くの隊員がそれぞれ救助活動中の写真を用いる等して御進講申し上げました。

今回の拝謁では、当初の拝謁予定時間を10分間延長するなど、陛下は国際消防救助隊等の活動に高い関心を示しになられました。

平成11年度「危険物安全週間」推進行事実施結果について

（危険物規制課）

自治省消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発活動を展開しております。

今年度の危険物安全週間は6月6日(日)から12日(土)まで行われました。

6月7日に行われた「危険物安全大会」では、永年にわたり危険物関係事業所等において危険物の安全管理の推進に努められてきた個人（44名）と団体（3団体）が「危険物保安功労者」として、また、危険物の保安に対する取り組みが特に優れている危険物事業所（39事業所）が「優良危険物関係事業所」として、それぞれ消防庁長官から表彰されました。

また、併せて、危険物安全週間推進標語の最優秀賞を受賞された土屋修次さんに対して、表彰状が贈られました。受賞標語は「危険物

一手先読む 確かな点検」です。

表彰式に続いて行われた記念講演会では、淑徳大学教授の北野 大氏をお招きして、「暮らしのリスク」と題して講演を行っていただきました。

また翌、8日（東京会場）、10日（岡山会場）の両日には、危険物施設安全推進講演会を開催し、消防庁危険物規制課（小林恭一課長）により「転換期を迎えた消防行政」と題した基調講演を行うとともに、続く事故事例発表では、茨城県鹿島南部地区消防事務組合消防本部（石山寛義氏）から「ガス精製設備再生塔爆発事故」、東京消防庁予防部危険物課（新行内俊男氏）から「油槽所においてタンクローリーへ充てん中に発生した爆発火災事故の概要について」がそれぞれ発表されました。



平成11年6月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発信者	標 題
消防危第53号	11.6.2	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について
消防予第140号	11.6.11	各都道府県消防主管部長	予防課長	消火器の不適切な点検等の防止の徹底について
消防予第145号	11.6.14	各都道府県消防主管部長	予防課長	消防用設備等に係る点検及び報告の推進等について
消防危第57号	11.6.15	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	地下タンク等の定期点検の指導指針の一部改正について
消防危第58号	11.6.15	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	危険物規制事務に関する執務資料（屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所関係）の送付について
消防消第126号	11.6.16	各都道府県知事	消防庁次長	市（町村）消防団員等公務災害補償条例（準則）の一部改正について
消防救第161号	11.6.21	各都道府県	消防庁長官	「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について
消防情第134号	11.6.24	各都道府県消防防災主管部長	防災情報室長	建物建築費指数について
消防危第61号	11.6.28	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	エアゾール製品等の適正な保管について
消防災第53号	11.6.28	各都道府県消防防災主管部長	防災課長	第4回防災まちづくり大賞への優良事例の推薦について

第4回防災まちづくり大賞 大募集!

地域の防災力の向上を図るためには、まちづくりや住民生活等のあらゆる面において防災に関する視点を盛り込むなどハード、ソフトの両面から防災に気を配ったまちづくりをすすめることが大切です。

このため、地方公共団体や地域のコミュニティ、事業者等が行っている防災に関する様々な取組、工夫・アイデアのうち、特に優れたものを表彰する「**防災まちづくり大賞**」を実施します。

応募方法

消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)、(財)消防科学総合センターホームページ(<http://www.isad.or.jp/>) 掲載の様式に従い、必要事項を記入の上、資料があれば併せて下記までメール送信または御郵送ください。

なお、応募様式と記載要領は、各都道府県消防防災主管課でも入手できます。

詳しくは、後記までお問い合わせ下さい。

表彰の種類及び表彰事例数

- ・自治大臣賞 (2事例程度)

- ・消防庁長官賞 (3事例程度)
 - ・消防科学総合センター理事長賞 (5事例程度)
- 副賞として、総額50万円相当の賞品(防災グッズ等)を予定。

また、表彰事例等の優良な事例については、事例集及びパンフレットに掲載し、全国に幅広くPRします。過去の表彰事例等については、消防庁ホームページ、(財)消防科学総合センターホームページ上で紹介していますので、是非御覧ください。

締切

平成11年9月24日(金) 必着

(主催)

自治省消防庁及び(財)消防科学総合センター
<問合せ先>

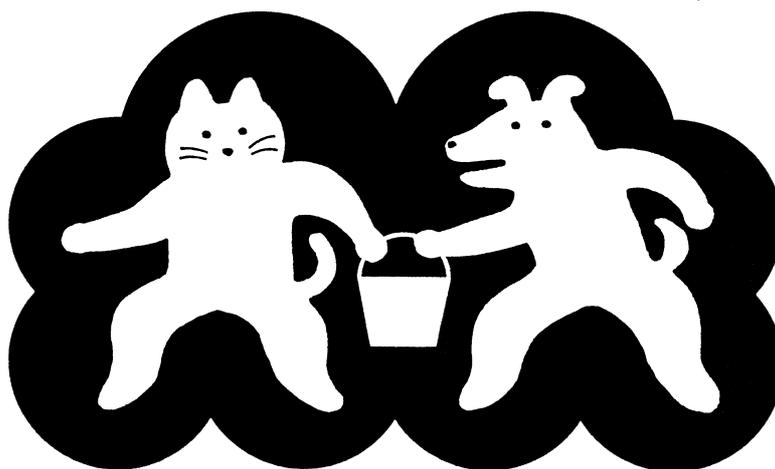
(財)消防科学総合センター

研究開発部調査研究課 小松

〒181 0005 三鷹市中原3 14 1

電話 0422 49 1113 / FAX0422 46 9940

e-mail komatu@isad.or.jp



防災まちづくり大賞

* 防災まちづくり大賞シンボルマーク

このシンボルマークは、イラストレーターの和田誠氏にボランティアで作成していただいたものです。氏は、「市民が力を合わせて防災にあたるということの象徴としてバケツリレーを取り上げた。犬と猫が力を合わせているという絵にすることにより明るいイメージになったと思う。」と話されています。

消 防 庁 辞 令

(平成11年6月30日付)

	氏 名	新		旧
山 田 年 孝	辞職	(日本消防検定協会業務第二部感知装置課主幹へ)		予防課規格係長兼国際規格係長

(平成11年7月1日付)

	氏 名	新		旧
海 老 忠 彦	辞職			審議官
小 川 正 義	予防課規格係長兼国際規格係長			日本消防検定協会総務部企画情報室主幹
植 田 昌 也	出向	(自治大臣官房総務課兼行政局振興課へ)		消防研究所庶務課
田 中 良 齊	消防研究所庶務課			救急救助課
北 澤 剛	防災課兼防災情報室			自治大臣官房総務課
鈴 木 康 之	救急救助課兼予防課			自治大臣官房総務課

(平成11年7月8日付)

	氏 名	新		旧
大 野 慎 一	出向	(自治大臣官房付へ)		総務課長

(平成11年7月9日付)

	氏 名	新		旧
東 尾 正	総務課長			自治大臣官房付

テレビによる防災キャンペーン(8月分)

ご 存 じ で す か ~ 防 災 ミ ニ 百 科 ~		
放 送 日	主 管 課	テ - マ
8月12日	防 災 課	(仮)防災まちづくり大賞 ~事例紹介・募集案内~
8月26日	震災対策指導室	(仮)防災訓練への参加の呼びかけ

7月の広報テーマ

防災訓練への参加の呼びかけ

花火による火災の防止

婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ

津波による災害の防止

編集後記

日本には四季があるので、一年を通して変化に富んだ大変美しい自然を堪能することができます。

しかし、その一方では、世界的に災害国日本としても有名です。「平成11年6月末豪雨による災害」の被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、現地で懸命に救助活動等に当たられた消防職団員の方々のご苦勞に対し、敬意を表します。

この度の豪雨災害では、消防庁においても、「災害連絡対策室」を設置し、関係機関との連絡を密にとり、情報収集及び被害状況の把握等を行いました。

私たちは安全な生活を維持するために、自然災害のメカニズムを把握し、過去の経験の中から、災害に対する有効な対策を講じてきていますが、まだまだ、災害を予測し未然に防ぐことには時間がかかるようです。しかし、日頃から身の回りの安全に対する意識を持つことにより、災害を予防する上で大きな効果があると考えられますので、今一度身近なところから点検をする必要があるのではないのでしょうか。

なお、現在(7/1)も梅雨前線の活発な活動に伴う大雨に関して、警戒が必要な状況でありますので、安全確保に十分に注意して頂きたいと思えます。

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp>

編集発行

消防庁総務課

〒105 8489 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121